

令和7年7月9日

令和6年「不活動宗教法人の状況等に関する調査」結果を公表します

文化庁では、文部科学大臣及び都道府県知事が所轄庁である宗教法人における不活動宗教法人（宗教活動は行っていないが、法人格のみ存在していると推定される法人）の状況等について調査を実施しています。

令和6年調査について取りまとめましたので公表します。

1. 調査の概要

(1) 調査目的

不活動宗教法人の状況等を把握し、今後の対策の検討・推進に資するための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査対象

文部科学大臣及び都道府県知事が所轄庁である宗教法人

(3) 調査基準日

令和6年12月31日現在

(4) 主な調査内容

- ・不活動宗教法人数
- ・不活動宗教法人数の増減（令和6年1月1日～12月31日）

2. 調査結果の概要

令和6年12月31日現在において、5,019法人が不活動宗教法人として確認された。令和5年12月31日時点と比較して、588法人増加している。

3. 添付資料

- 令和6年「不活動宗教法人の状況等に関する調査」結果（概要）【別添1】
- 令和6年 不活動宗教法人数【別添2】
- 令和6年 不活動宗教法人数の増減（令和6年1月1日～12月31日）【別添3】
- 宗務行政の適正な遂行について（通知）【参考1】
- 宗務行政の推進（令和7年度予算資料）【参考2】

<担当>文化庁宗務課
課長 山田 泰造
課長補佐 新田 義純
電話：03-5253-4111(代表) (内線 3013)

令和6年「不活動宗教法人の状況等に関する調査」結果(概要)

1. 不活動宗教法人数 (令和6年12月31日現在)

5,019法人 (対前年588法人増)

(参考) 過去5年間の推移

所轄庁 \ 年	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末	令和6年末
文部科学大臣 (A)	4	4	4	16	10
都道府県知事 (B)	3,394	3,344	3,325	4,415	5,009
計 (A+B)	3,398	3,348	3,329	4,431	5,019
対前年増減 (C-D)	△ 75	△ 50	△ 19	1,102	588
対前年増加数 (C)	55	34	45	1,218	811
対前年減少数 (D)	130	84	64	116	223

【法人種別内訳】
 ①包括宗教法人
 4法人 (0.1%)
 ②被包括宗教法人
 4,494法人 (89.5%)
 ③単立宗教法人
 521法人 (10.4%)

2. 不活動宗教法人の対策の内訳 (令和6年1月1日～12月31日)

(参考) 過去2年間の推移

内訳 \ 年	解散命令	任意解散	合併	その他 (※)	計
令和5年	8	17	14	77	116
令和6年	21	16	16	170	223

※「その他」には、活動再開、所轄庁における調査等により不活動宗教法人でなかったもの等が含まれる。
 ※令和5年の解散命令は、修正があったため前年公表の数より訂正した。

新たな基準による把握・整理が進捗

- 「宗務行政の適正な遂行について(通知)」(参考1)において、新たに「不活動宗教法人の判断に関する基準」を定めたことや、不活動宗教法人対策推進事業(補助金)による支援を通じて、所轄庁における不活動宗教法人の把握がさらに進み、昨年より増加。
- また不活動宗教法人の対策数も増加。解散命令は前年比2.6倍。さらに補助金を活用し、解散の手続きを進めている都道府県もあり、今年以降もさらに対策が進むことを想定。
- 文化庁としては、補助金の積極的な活用を含め、基準を活用した把握と、事実関係を確認の上、すみやかに整理を進めることにより、都道府県が主体となって対応が進むことを期待。

令和 6 年 不活動宗教法人数

令和 6 年 12 月 31 日現在

所轄庁	総数 (①+②+③)			
	①包括宗教法人	②被包括宗教法人	③単立宗教法人	
文部科学大臣 (A)	10	2	4	4
都道府県知事 (B)	5,009	2	4,490	517
北海道	167	0	138	29
青森県	6	0	5	1
岩手県	42	0	38	4
宮城県	18	0	13	5
秋田県	26	0	22	4
山形県	58	0	53	5
福島県	108	0	90	18
茨城県	45	0	32	13
栃木県	44	1	40	3
群馬県	39	0	33	6
埼玉県	33	0	30	3
千葉県	223	0	208	15
東京都	112	0	85	27
神奈川県	32	0	27	5
新潟県	360	0	343	17
富山県	162	0	159	3
石川県	67	0	59	8
福井県	25	0	19	6
山梨県	95	0	91	4
長野県	196	0	190	6
岐阜県	367	0	332	35
静岡県	86	0	71	15
愛知県	108	0	94	14
三重県	35	0	28	7
滋賀県	72	0	60	12
京都府	83	0	74	9
大阪府	367	0	317	50
兵庫県	198	0	191	7
奈良県	112	0	107	5
和歌山県	41	0	39	2
鳥取県	4	0	3	1
島根県	106	0	94	12
岡山県	128	0	113	15
広島県	302	0	267	35
山口県	80	0	74	6
徳島県	106	0	105	1
香川県	77	0	65	12
愛媛県	136	0	118	18
高知県	104	0	97	7
福岡県	197	1	174	22
佐賀県	85	0	83	2
長崎県	78	0	66	12
熊本県	138	0	122	16
大分県	64	0	55	9
宮崎県	24	0	20	4
鹿児島県	48	0	43	5
沖縄県	5	0	3	2
合計 (A+B)	5,019	4	4,494	521

令和6年 不活動宗教学法人数の増減（令和6年1月1日～12月31日）

令和6年12月31日現在

所轄庁	総数		増減	減少数	内 訳				増加数
	令和5年12月末日時点	令和6年12月31日現在			解散命令	任意解散	合併	その他（※）	
文部科学大臣（A）	10	16	△ 6	6	2	0	0	4	0
都道府県知事（B）	5,009	4,415	594	217	19	16	16	166	811
北海道	167	173	△ 6	36	0	0	1	35	30
青森県	6	3	3	0	0	0	0	0	3
岩手県	42	44	△ 2	5	0	0	1	4	3
宮城県	18	19	△ 1	1	0	0	1	0	0
秋田県	26	26	0	0	0	0	0	0	0
山形県	58	57	1	1	0	0	0	1	2
福島県	108	63	45	3	1	0	0	2	48
茨城県	45	42	3	0	0	0	0	0	3
栃木県	44	44	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	39	22	17	1	0	1	0	0	18
埼玉県	33	33	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	223	178	45	10	0	1	0	9	55
東京都	112	97	15	17	0	0	3	14	32
神奈川県	32	34	△ 2	3	0	0	3	0	1
新潟県	360	304	56	7	0	2	0	5	63
富山県	162	168	△ 6	6	0	1	0	5	0
石川県	67	67	0	1	0	0	0	1	1
福井県	25	25	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	95	104	△ 9	9	5	0	1	3	0
長野県	196	175	21	0	0	0	0	0	21
岐阜県	367	319	48	4	4	0	0	0	52
静岡県	86	72	14	13	0	0	0	13	27
愛知県	108	109	△ 1	1	0	1	0	0	0
三重県	35	36	△ 1	1	0	0	1	0	0
滋賀県	72	15	57	0	0	0	0	0	57
京都府	83	81	2	0	0	0	0	0	2
大阪府	367	341	26	14	3	3	0	8	40
兵庫県	198	47	151	1	0	0	0	1	152
奈良県	112	71	41	3	0	1	0	2	44
和歌山県	41	38	3	0	0	0	0	0	3
鳥取県	4	7	△ 3	3	0	0	3	0	0
島根県	106	105	1	3	0	2	0	1	4
岡山県	128	128	0	1	0	0	0	1	1
広島県	302	246	56	15	0	0	0	15	71
山口県	80	51	29	5	0	2	0	3	34
徳島県	106	109	△ 3	4	0	0	1	3	1
香川県	77	79	△ 2	3	0	0	0	3	1
愛媛県	136	134	2	1	0	1	0	0	3
高知県	104	104	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	197	197	0	14	5	0	0	9	14
佐賀県	85	90	△ 5	5	1	0	0	4	0
長崎県	78	78	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	138	136	2	13	0	1	0	12	15
大分県	64	63	1	2	0	0	1	1	3
宮崎県	24	23	1	1	0	0	0	1	2
鹿児島県	48	58	△ 10	10	0	0	0	10	0
沖縄県	5	0	5	0	0	0	0	0	5
合計（A+B）	5,019	4,431	588	223	21	16	16	170	811

※「その他」には、活動再開、所轄庁における調査等により不活動宗教学法人でなかったもの等が含まれる。

4 文 宗 務 9 0 号
令和 5 年 3 月 3 1 日

各都道府県宗教法人事務担当課長 殿

文化庁宗務課長

石 崎 宏 明

宗務行政の適正な遂行について（通知）

各都道府県の宗教法人関連事務の御担当部局（以下「各都道府県宗教法人事務担当課」という。）におかれては、日頃より宗教法人に関する事務の適正な実施に努めていただいております。改めて感謝申し上げます。

今般、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 25 条第 4 項に定められる事務所備付け書類の提出の督促及び未提出時の過料手続の実施や、不活動宗教法人対策の徹底など、宗教法人に関する事務の適正な遂行について、国会において議論がなされ、内閣総理大臣及び文部科学大臣から、宗教法人法の確実な適用の必要性等に関する答弁がありました。

このような状況を踏まえ、宗教法人法に基づく事務の適正な遂行に向けて、改めて、取組を徹底する必要があると判断し、今般、文化庁において当該事務の遂行に当たり御留意いただきたい事項を整理しました。

まず、宗教法人法第 25 条第 4 項により、宗教法人は、毎会計年度終了後 4 か月以内に、当該法人の事務所に備え付けられた書類の写しを所轄庁に提出しなければならないこととされております。

この事務所備付け書類の提出制度は、所轄庁において、宗教法人の管理運営に関する実態の把握を継続的に可能にすることを目的として、平成 7 年の宗教法人法の改正に際して創設された重要な仕組みであり、その趣旨を踏まえれば、現に活動している全ての宗教法人から、必要な書類の提出が適切になされることが求められます。

このため、文化庁では、「宗教法人からの書類の写しの提出に関する留意事項について」（平成 10 年 3 月 3 日付け 10 文宗第 12 号文化庁文化部長宗務課長通知。以下「平成 10 年通知」という。）を各都道府県宗教法人事務担当課宛てにお示しし、提出された事務所備付け書類の確認や、当該書類の提出がない場合の督促及び過料の手続について、適正な対応を要請しているところですが、各都道府県宗教法人事務担当課において、改めてその重要性を認識いただくことが必要であると考えます。

また、いわゆる不活動宗教法人については、これを放置した場合、第三者により法人格が不正に取得され、脱税や営利目的の行為に悪用される等の問題につながるおそれがあることから、各所轄庁の責務として、不活動宗教法人の実態を把握し、速やかに整理を進めることが求められています。

令和3年末時点において、文部科学大臣及び都道府県知事が所轄庁である宗教法人のうち、3,348の法人が不活動宗教法人として確認されているところ、これらの法人について、それぞれの状況に応じて、活動再開を促すことや、合併若しくは任意解散の進めること、所轄庁において裁判所に解散命令を請求することなどによって整理する必要があることは、これまでも各都道府県宗教法人事務担当課に対する研修・会議等の場において周知してきたとおりです。これに加えて、既に不活動宗教法人として確認されたもの以外の法人についても、不活動の疑いが生じている場合は、宗教法人の自主性・主体性に配慮しつつも、その実態を確実に把握し、整理等の対応を迅速に進めることが必要と考えられます。

この点、これまで、不活動宗教法人の判断に関する明示的な基準が存在しなかったことや、整理の対象たるべき宗教法人の状況や意向を確認するにとどまり、整理に至らない例が多くみられてきたこと等を顧みると、今後、一層円滑に不活動宗教法人の把握・整理を進めるための基準等を示すことが、効果的な不活動宗教法人対策の推進に資するものと考えられます。

このような趣旨にかんがみ、下記のとおり取組を進める上での留意点を整理しましたので、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、これらを踏まえて、宗教法人の義務である事務所備付け書類の提出の徹底を図るため、その督促及び未提出時の過料手続を確実に実施することや、不活動が疑われる宗教法人に対しては、その把握及び対応をこれまで以上に迅速に行うこと等について、遺漏なく御対応いただくようお願いします。

なお、本件通知の内容及び趣旨については、今後、各都道府県宗教法人事務担当課を対象に文化庁が実施する研修会等の場において、改めて説明することを予定しているほか、文化庁においては、文部科学大臣所轄宗教法人に対しても、この趣旨を周知することとしており、当該周知内容については、別途各都道府県宗教法人事務担当課にお知らせします。

また、本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 事務所備付け書類の提出の徹底について

事務所備付け書類の提出に係る事務については、平成10年通知の内容を改めて確認するとともに、特に以下の点に留意の上、宗教法人法の確実な適用にお取り組み願いたい。

(1) 提出された事務所備付け書類の確認及び督促の確実な実施

- ・ 宗教法人法に定める事務所備付け書類の提出期限（毎会計年度終了後4か月以内）を

徒過しても、当該書類の提出が確認できない場合は、当該法人及びその代表役員等に対して督促状を確実に送付し、当該書類の提出を求めること。

- この際、平成 10 年通知にあつては、事務所備付け書類の提出期限から督促状の送付を行うまでの期間は、少なくとも 2 か月を置くこととされているが、当該 2 か月の期間を経過した後は、実務上の合理性も考慮した上で、可能な限り速やかに督促を行うこと。
また、当該 2 か月の期間において、實際上法人に連絡を試みるなどして書類の提出を促すことは差し支えないこと（文化庁においては、当該期間に事務連絡の形式によって法人に提出を促すこととしている。）。
- 書類が未提出である法人及びその代表役員等に対して発出した督促状が不達となるなど、その所在地及び住所地における実在が明らかでなく、所轄庁の保有するその他の情報（電話番号等）を活用してもなお連絡ができない場合には、2. に示すとおり、当該法人を不活動宗教法人として取り扱うこと。
また、ある年において事務所備付け書類の提出がなく、過料事件通知書の対象となった宗教法人から、その翌年においても期限までに提出がなかった場合は、上記に従って督促を行い、なお提出がない場合は、2. に示すとおり、当該法人について不活動宗教法人として取り扱うこと。ただし、当該法人から、事務所備付け書類を提出しないことに関する明確な理由・意思の表示があった場合は、不活動宗教法人と判断するのではなく、事務所備付け書類の提出を怠ったものとして過料の処理を行い、それ以後の年度についても、継続して書類の提出を促すこと。
- なお、宗教法人から提出された事務所備付け書類については、当該法人において所轄庁の変更がなされ、それらの書類の移管を行う必要が生じる可能性があることも念頭に、各都道府県において定められる文書の取扱いに関する規程に基づき、適切に保管・管理し、移管の必要が生じた場合には、変更後の所轄庁にすみやかに書類を引き継ぐこと（文化庁においては、事務所備付け書類の保存期間は 5 年間としている。）。

（2）過料手続の確実な実施

- 上記 1.（1）に示すとおり、督促状を送付してもなお事務所備付け書類の提出がない法人に対しては、宗教法人法第 88 条第 5 号の規定に基づき、当該法人の代表役員等についての過料事件通知書を裁判所に対して送付すること（具体的な手順については平成 10 年通知及び「提出書類に関する留意事項について」（平成 11 年 3 月 30 日付け文宗務第 24 号文化庁文化部宗務課長通知）を参照すること。）。
- この際、平成 10 年通知にあつては、法人に対する督促状の送付から裁判所に対する過料事件通知書の送付までの期間は、少なくとも 2 か月を置くこととされているが、当該 2 か月の期間を経過した後は、実務上の合理性も考慮した上で、可能な限り速やかに過料の手続を進めること。
- 事務所備付け書類の提出期限が到来してから、上に掲げたような督促の手続等を経て、

最終的に当該法人について過料事件通知書を裁判所に対して送付する手続に着手するまでの期間は、最大でも1年間を目安とすること（この点、文化庁においては、たとえば、7月末日に事務所備付け書類の提出期限が到来する法人に対しては、同年の12月中に督促を行い、翌年の3月中に過料の手続に着手するといったスケジュールにより手続を実施しており、参考にされたいこと。）。

- ・ 2. に示すところによって不活動宗教法人と判断された法人については、過料の手続を執るのではなく、解散命令の請求等を通じてその整理を図ること。ただし、不活動宗教法人の整理の過程において、当該法人が不活動宗教法人に当たらない事情が明らかとなった場合は、その時点で改めて過料の手続を行うこと。

2. 不活動宗教法人の確実な把握及び整理の加速化について

不活動宗教法人の把握及びその整理の事務が迅速に遂行されるよう、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、以下に掲げる事項を踏まえて対策の徹底にお取り組み願いたい。

（1）不活動宗教法人の確実な把握

- ・ 所轄する宗教法人について、別紙に示す「不活動宗教法人の判断に関する基準」に該当するものがあるときは、これをただちに不活動宗教法人と判断し、必要に応じて活動実態を確認した上で、すみやかに整理の手続を開始すること。この際、不活動宗教法人であるおそれがある、又はその疑いがあるといった曖昧な位置づけをすることなく、基準に当たるものは遺漏なく不活動宗教法人と判断すること。
- ・ 上記の基準の適用に当たっては、事務所備付け書類の提出や規則変更の認証申請等の機会を有効に活用すること。
たとえば、提出された事務所備付け書類の確認に際しては、平成10年通知に示される確認事項を参照して、不活動宗教法人の判断に関する基準に該当する事実がないかについて判断すること。
- ・ なお、規則変更の認証について審査する際には、「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」（平成16年2月19日付け15庁文第340号、文化庁次長通知）を参照し、規則の変更に関与する代表役員等が正当に選任された者であることについて疑義がある場合には、当該選任の手続を調査すること。同様に、目的の変更・主たる事務所の所在地の変更等の場合において、反社会的勢力が宗教法人に介入している疑いがあるなど当該法人の同一性に疑義がある場合には、宗教活動や礼拝の施設の現状、代表役員等の選任経過等について十分な調査を行うこと。この際、主たる事務所の所在地の変更等により、所轄庁の変更を伴う場合においては、当該変更前後の所轄庁の間において十分連携の上、事実関係を適切に確認すること。

（2）不活動宗教法人の整理の加速化

- ・ 今後、不活動宗教法人と判断したものについては、原則として、宗教法人法第81条

第1項第2号後段から第4号までに掲げる宗教法人の解散命令事由のいずれかに該当するかについて、事実関係を確認し、同事由のいずれかに該当すると認められた場合は、速やかに当該法人の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所に解散命令を請求するための手続に着手すること。その際、事実関係の確認の過程において、当該法人が活動している事実や、その連絡先が確認できたものは、不活動宗教法人と判断することなく、当該法人から事務所備付け書類が提出されない場合は、提出の督促や過料の手続を実施すること。

- ・ ただし、その過程において、宗教法人側から、当該法人の状況（宗教活動の終了又は停止、境内建物の滅失、代表役員等の欠失）について申出及び説明があった場合や、他の宗教法人との合併や任意解散に向けた準備を進めているなど、法人の個別の事情について所轄庁として了知した場合には、当該法人の動向を注視するとともに、必要に応じて相談・助言を行うとともに、当該法人を包括する宗教団体があるときは、当該包括宗教団体との連携を促すなど適切に対応すること。その上で、法人の任意による整理が困難と判断した場合は、解散命令を請求するための手続を行うこと。
- ・ このほか、不活動宗教法人と判断した法人の整理の手順については、今後、その詳細を示す手引きを作成し、各都道府県宗教法人事務担当課宛て周知する予定であること。
- ・ 文部科学大臣所轄宗教法人のうちの不活動宗教法人についても、文化庁において速やかな整理を図ることとしており、これを確実に進めるため、具体的な整理計画の策定を予定しているところ、各都道府県宗教法人事務担当課におかれても、所轄する宗教法人の実情を踏まえて、計画的に整理を進めるよう留意いただきたいこと。
各都道府県における整理の状況等については、今後、文化庁への情報提供を依頼することがあること。

3. 各都道府県における事務の適正な遂行のための基盤整備について

上記にお示したような事項に留意しつつ、今後、宗教法人法に基づく関連事務の一層の適正化を図るためには、それらの事務に当たる体制の整備が必要であることから、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、組織・定員等の担当部局とも積極的に御調整いただき、必要な体制整備について配慮いただきたい。

また、不活動宗教法人の把握・整理等に係る財政面での支援として、文化庁においては、これまでも「不活動宗教法人対策推進事業」を実施してきたところ、令和5年度から、全ての都道府県において当該事業を活用いただけるよう、事業規模の充実を図ることとしている。この詳細については別途周知を行うこととしているが、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、当該事業を活用しつつ取組を計画されたい。

【本件担当】

文化庁宗務課

電話：03-5253-4111

E-mail：syuumu@mext.go.jp

不活動宗教法人の判断に関する基準

令和5年3月31日
文化庁宗務課

1. 宗教法人の各所轄庁においては、宗教法人制度の信頼性を維持し、その適正な機能を確保するためには、不活動宗教法人に対する徹底した対策が必要であることを十分に認識し、自ら所轄する宗教法人について、以下のいずれかの事由に該当する場合には、当該法人をただちに不活動宗教法人と判断し、速やかにその整理に着手すること。
 - ① 宗教法人から、宗教法人法第25条第4項に基づく事務所備付け書類の提出がなされなかった場合において、所轄庁が当該法人に対して督促を行う過程で、郵送した督促状等の書面が不達となるなど、法人の所在地及び当該法人の代表役員の住所地における実在が明らかでないことが判明し、所轄庁の保有するその他の情報（電話番号等）を活用してもなお連絡ができなかったとき
 - ② 事務所備付け書類の提出を怠ったことを理由として、過料事件通知書の送付の対象となった宗教法人から、翌年も連続して、所轄庁の督促にもかかわらず事務所備付け書類が提出されなかったとき（ただし、当該法人から、事務所備付け書類を提出しないことに関する明確な理由・意思の表示があった場合は、不活動宗教法人と判断するのではなく、事務所備付け書類の提出を怠ったものとして過料の手続を行い、それ以後の年度についても、継続して書類の提出を促す。）
 - ③ 宗教法人から提出された事務所備付け書類の確認、申請された規則の変更等の認証の過程において、「宗教法人からの書類の写しの提出に関する留意事項について」（平成10年3月3日付け10文宗第12号）又は「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」（平成16年2月19日付け15庁文第340号）に基づき、事実関係を調査すべき事情があり、調査の結果、当該宗教法人に宗教法人法第81条第1項第2号後段から第4号までに掲げる事由（以下「不活動による解散命令事由」という。）のいずれかに該当するおそれがあると認められるとき
 - ④ 所轄庁において収集した宗教法人に関連する情報資料により、又は捜査機関及び税務当局その他の関係機関からの情報提供等により、当該宗教法人に不活動による解散命令事由のいずれかに該当するおそれがあると認められるとき
 - ⑤ 宗教法人から、宗教活動を停止する若しくは終了する旨の申出、境内建物が滅失し再建の予定がない旨の申出、又は代表役員が死亡若しくは退任したことにより不在となり代務者又は後任者を置く予定がない旨の申出等があった場合において、当該法人が自ら合併・解散等を通じて法人を整理することが困難と認められるとき
2. 上記に基づき、不活動宗教法人と判断したものについては、速やかに当該法人について、不活動による解散命令事由のいずれかに該当するかについて、事実関係を確認し、同事由

のいずれかに該当すると認められる場合には、当該法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に解散命令の請求を行うこと。その際、事実関係の確認の過程において、当該法人が活動している事実や、その連絡先が確認できたものは、不活動宗教法人と判断することなく、当該法人から事務所備付け書類が提出されない場合は、提出の督促や過料の手続を実施すること。

この手順の詳細については、文化庁宗務課において別途示す手引きを参照すること。

宗務行政の推進

現状・課題

全国には約18万の宗教法人が存在するが、そのうち約4千法人が不活動宗教法人として確認されている。不活動宗教法人を放置した場合、第三者により法人格が不正に取得され、脱税や営利目的の行為に悪用される等の問題につながるおそれがあることから、不活動宗教法人の整理・対策を進めることがきわめて重要である。

事業内容

不活動宗教法人対策推進事業

260百万円（297百万円）

● 目的：都道府県等が実施する不活動宗教法人対策のために必要な経費を支援することで、不活動宗教法人の整理・対策の加速化を図る。

- 補助事業者：都道府県、民間団体等
- 補助率：原則、補助対象経費の80%
- 支援内容：

- ① 不活動宗教法人に関する実態調査
不活動宗教法人の実態把握のための現地調査、情報収集
- ② 不活動宗教法人対策のための方策策定
有識者が構成される対策会議の設置・開催、対策策定
- ③ 対策実施
(活動再開、吸収合併、任意解散、解散命令請求の実施)
- ④ 不活動宗教法人対策に関する情報発信・広報
- ⑤ 相談窓口の設置 等

(参考) 不活動宗教法人の推移 (都道府県知事所轄)

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
3,690	3,643	3,578	3,539	3,524	3,469	3,394	3,344	3,325	4,415

アウトプット (活動目標)

- 都道府県への不活動宗教法人対策推進補助金の交付
- 宗統計調査の実施
- 研修会の実施

短期アウトカム (成果目標)

- 所轄庁による不活動宗教法人の把握・整理
- 研修会の受講者の満足度9割

長期アウトカム (成果目標)

- 所轄庁による不活動宗教法人の対策の加速化
- 宗統計調査の調査票の回収率8割
- 大臣所轄法人の備付け書類の写しの提出率9割

担当：宗務課

令和7年度予算額 296百万円
 (前年度予算額 346百万円)
 令和6年度補正予算額 31百万円



衆議院・予算委員会 (令和5年2月1日) 総理発言抜粋

…まず本来徴収すべき書類の徴収を徹底しないことにより、不活動宗教法人を放置することになり、そして第三者によって法人格が不正に取得され脱税や営利行為等に悪用される、こうした可能性が広がるというようなことは、まずあってはならないことだと思います。この実態把握の部分についても、これじつかに徹底しなければなりません、そしてその把握をした上でこの不活動宗教法人と認められたものについては合併、任意解散、あるいは解散命令請求によって速やかに整理が進められるべきものだと思います。…文化庁においては全力で取り組むよう、私の方からも指示をしっかりと指示したいと思います。

宗務行政のデジタル化

400百万円（250百万円）【一部補正】

● 目的：政府全体で業務のデジタル化が推進されるなか、宗務行政では煩雑で膨大な業務の効率化が課題となっていることから、早急に宗務行政のデジタル化を推進する。宗教法人法で定められた提出義務のある書類等が提出されないことなどにより、その活動実態が不明となっている不活動宗教法人が社会的に問題となっていることから、各種書類の電子化を進め、利便性を高める。

① 宗教法人台帳システムの改修・保守

300百万円（210百万円）

【一部補正】※

現在、紙で行っている書類等の受付について、デジタル庁のe-Govと連携し、電子申請を導入することで利便性を高め、宗教法人からの各種書類の提出を一層促進する。
 【連携機関：デジタル庁】

② 宗務行政関係資料の電子化

400百万円（400百万円）

昭和26年の宗教法人法施行以来、法人から提出のあった申請書について、今後も永続的な使用に耐えうるよう電子化を進める。

③ 宗統計調査のオンライン化

600百万円（新規）【補正】

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月閣議決定）を踏まえ、ヒューマンエラー低減や業務効率化の観点からオンライン調査を導入する。
 【連携機関：総務省統計局】

適正な宗務行政の推進のための研修会の実施

1200百万円（1200百万円）

● 目的：宗教法人制度を適正に運用するために、宗教法人や都道府県の担当者に対し、宗教法人法に基づく事務処理に関する知識を深める研修会を開催する。

- おもな内容：① 都道府県宗教法人事務担当者研修会
 ② 宗教法人実務研修会（5地区9会場）

※デジタル庁計上分を含む。また、上記の他、事務経費を計上。

不活動宗教法人対策の一層の加速化